

20190905中第2号
令和元年9月10日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図っていくことが重要です。

現在、国は、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げることができる環境に加え、「働き方改革」に対応する環境を整備するため、生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでいるところであり、官公需においてもこれまでの受注機会の増大に加え、発注・契約条件の工夫などを通じた配慮を行う必要があります。

また、東日本大震災及び平成28年熊本地震が甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっています。

加えて、平成30年7月豪雨において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要があります。

本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向けの契約目標比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として55.1%、契約目標額については約4兆3,369億円になるよう目指すものとなりました。

また、新規中小企業者の契約目標については、前年度までの実績を上回るよ

う努め、平成27年度以降の契約実績を踏まえ、国等全体として3%を目指すものとしたしました。

さらに、関係省庁が連携して、地方公共団体に対して発注時期等の平準化に必要な取組の共有や要請等を直接行う体制を強化すること、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努めること及び年度途中で消費税率が10%に変更されることを踏まえ、引上げ前後いずれの状況でも適正な転嫁を確保すること、といった措置を盛り込んだところであります。

官公需法第8条においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨定められており、かねてから格別の配慮を頂いているところであります。貴職におかれましては、特に御留意いただきたい下記の事項をはじめとする国等の契約の基本方針の内容を御理解いただき、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等の措置を講ずることにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 中小企業・小規模事業者向け契約目標の見直しに関する事項（基本方針 第1「2」関係）

官公需における予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額比率について、前年度までの実績を上回るように努めるものとされたことに加え、新規中小企業者の契約比率については、平成27年度以降の契約実績の平均を踏まえ、国等全体として概ね倍増の3%を目指すものとされたこと。

2. 消費税率引き上げによる適正な転嫁に関する事項（基本方針 第2冒頭部分及び「6」関係）

平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられたことに加え、本年10月に消費税率が10%に引き上げられることを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保すること。

3. 地方公共団体と連携した「働き方改革」に対応する取組に関する事項（基本方針 第2「4」（9）、「5」（5）、「7」（3）、第3「1」（3）及び「2」（2）関係）

関係省庁が連携して、地方公共団体等に対して、発注時期等の平準化に必要な取組の共有や要請等を直接行う体制を強化すること。

これは、「都道府県中小企業者調達推進協議会」や「官公需確保対策地方推進協議会」、「地域発注者協議会」等の場を通じて、「働き方改革」に対応するそれぞれの取組について、地方公共団体と連携することを求めるもの。

4. 事業継続が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮に関する事項
(基本方針 第2「5」(6)関係)

中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努めること。

5. 地方公共団体への協力依頼に関する事項(基本方針 第2「7」関係)

国は、すべての地方公共団体に対して、基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するなど、地方公共団体への協力依頼に係る事項が盛り込まれていること。

6. 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に関する事項
(基本方針 第3「1」(3)関係)

国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第4号に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として地方公共団体の長により認定された者が生産する新商品又は提供する新役務の受注機会の増大を図るための措置を講ずる等、地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に係る事項が盛り込まれていること。

7. 災害関連の措置事項の活用(基本方針 第2「1」、「2」、「5」
(4)③及び(7)関係)

近年頻発する記録的な豪雨等の自然災害を受け、被災地域における相談対応、適正な予定価格及び納期・工期の設定及び迅速な支払、地域中小企業の適切な評価等や、今後の災害発生に備えた業務継続のため必要な物件及び役務の発注、中小石油販売事業者に対する配慮など災害関連の措置事項の尚一層の活用を図ること。